

【部門の区分】

（１）「会社法上の会社等」または「士業法人」の場合

業種	大規模法人部門	中小規模法人部門（いずれかに該当すること）	
	従業員数	従業員数	資本金または出資金額
卸売業	101人以上	1人以上100人以下	1億円以下
小売業	51人以上	1人以上50人以下	5,000万円以下
サービス業	101人以上	1人以上100人以下	5,000万円以下
製造業その他	301人以上	1人以上300人以下	3億円以下

※従業員数が大規模法人部門に該当し、かつ、資本金または出資金額が中小規模法人部門に該当する場合は、大規模法人部門・中小規模法人部門のいずれかに申請することが可能です。（両部門に申請することはできません。）

（２）「会社法上の会社等」「士業法人」以外の場合（※従業員数のみで区分）

法人分類	大規模法人部門	中小規模法人部門
	従業員数	従業員数
特定非営利活動法人	101人以上	1人以上100人以下
医療法人、社会福祉法人、健保組合等保険者	101人以上	1人以上100人以下
社団法人、財団法人、商工会議所・商工会	101人以上	1人以上100人以下
地方公共団体	301人以上	1人以上300人以下
地方公共団体以外の公法人、特殊法人（独立行政法人、公共組合、公団、公社、事業団 等）	301人以上	1人以上300人以下

法人分類	業種	大規模法人部門	中小規模法人部門
		従業員数	従業員数
その他、国内法（保険業法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、私立学校法、宗教法人法等）に基づく法人	卸売業	101人以上	1人以上100人以下
	小売業	51人以上	1人以上50人以下
	サービス業	101人以上	1人以上100人以下
	製造業その他	301人以上	1人以上300人以下

※健康経営度調査は、大規模法人部門に該当しない法人でも回答は可能です。（認定を取得することはできません。）

※業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断ください。

業種	日本標準産業分類上の分類	
	大分類	中・小分類
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち右記に該当するもの	中分類 5 0（各種商品卸売業） 中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（飲食料品卸売業） 中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機械器具卸売業） 中分類 5 5（その他の卸売業）
小売業	大分類 F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち右記に該当するもの	細分類 3 3 1 3（電気小売業） 細分類 3 4 1 3（ガス小売業）
	大分類 I（卸売業、小売業）のうち右記に該当するもの	中分類 5 6（各種商品小売業） 中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（飲食料品小売業） 中分類 5 9（機械器具小売業） 中分類 6 0（その他の小売業） 中分類 6 1（無店舗小売業）
	大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち右記に該当するもの	中分類 7 6（飲食店） 中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち右記に該当するもの	中分類 3 8（放送業） 中分類 3 9（情報サービス業） 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業） 小分類 4 1 2（音声情報制作業） 小分類 4 1 5（広告制作業） 小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）
	大分類 H（運輸業、郵便業）のうち右記に該当するもの	細分類 4 8 9 2（レッカー・ロードサービス業）
	大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち右記に該当するもの	小分類 6 9 3（駐車場業） 中分類 7 0（物品賃貸業）
	大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち右記に該当するもの	中分類 7 5（宿泊業）
	大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業＜他に分類されないもの＞）	
製造業その他	上記以外のすべて	

従業員の定義について

「常時使用する従業員」（労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」）は対象者として含める必要があります。

以下に該当する労働者以外は全て含めてください。

- 日日雇い入れられる者（一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
- 二箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
- 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
- 試の使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）

なお、出向社員については、他社への出向・他社からの出向のいずれも、自社が健康診断実施義務を負う者については必ず含めてください。

健康経営優良法人における地方公共団体向け特例について

地方公共団体自身が健康経営のモデルケースとなり、地域の法人に対し、より普及啓発を促進していただくため、首長部局、教育委員会や公安委員会等、指揮命令系統が大きく異なる組織単位で申請できる特例を設けております。

具体的には、首長部局、委員会（教育委員会や公安委員会等）、首長所管ではなく独立した管理者が権限を有している組織、地方公営企業（管理者が首長ではない組織）については、単独組織としての申請を認めます。その際は、ご申請される組織の範囲に含まれる職員人数をもとに、申請できる部門区分をご確認ください。

なお、首長所管の一部組織のみのといった、管理者の管理権限内の組織の一部での申請はできません。

【申請される組織の範囲に含まれる職員数】

申請の範囲	大規模法人部門	中小規模法人部門
	職員数	職員数
地方公共団体のうち一部組織 （首長部局や、委員会、地方公営企業等）	301人以上	1人以上300人以下

特例によって認定された地方公共団体については、原則、健康経営優良法人（大規模法人部門あるいは中小規模法人部門）の認定と同様に扱い、認定ロゴマークについても健康経営優良法人（大規模法人部門あるいは中小規模法人部門）と同一です。ただし、認定法人の公表時には地方公共団体名の後ろに組織名（首長部局全体や、委員会、地方公営企業）付きでの公表となります。認定ロゴマークの使用に関しては、認定された組織の範囲内となります。